

「子育て支援員」研修について

資料2-3

趣 旨

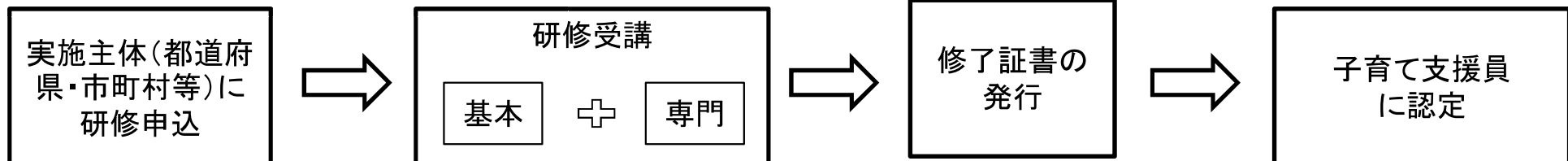
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

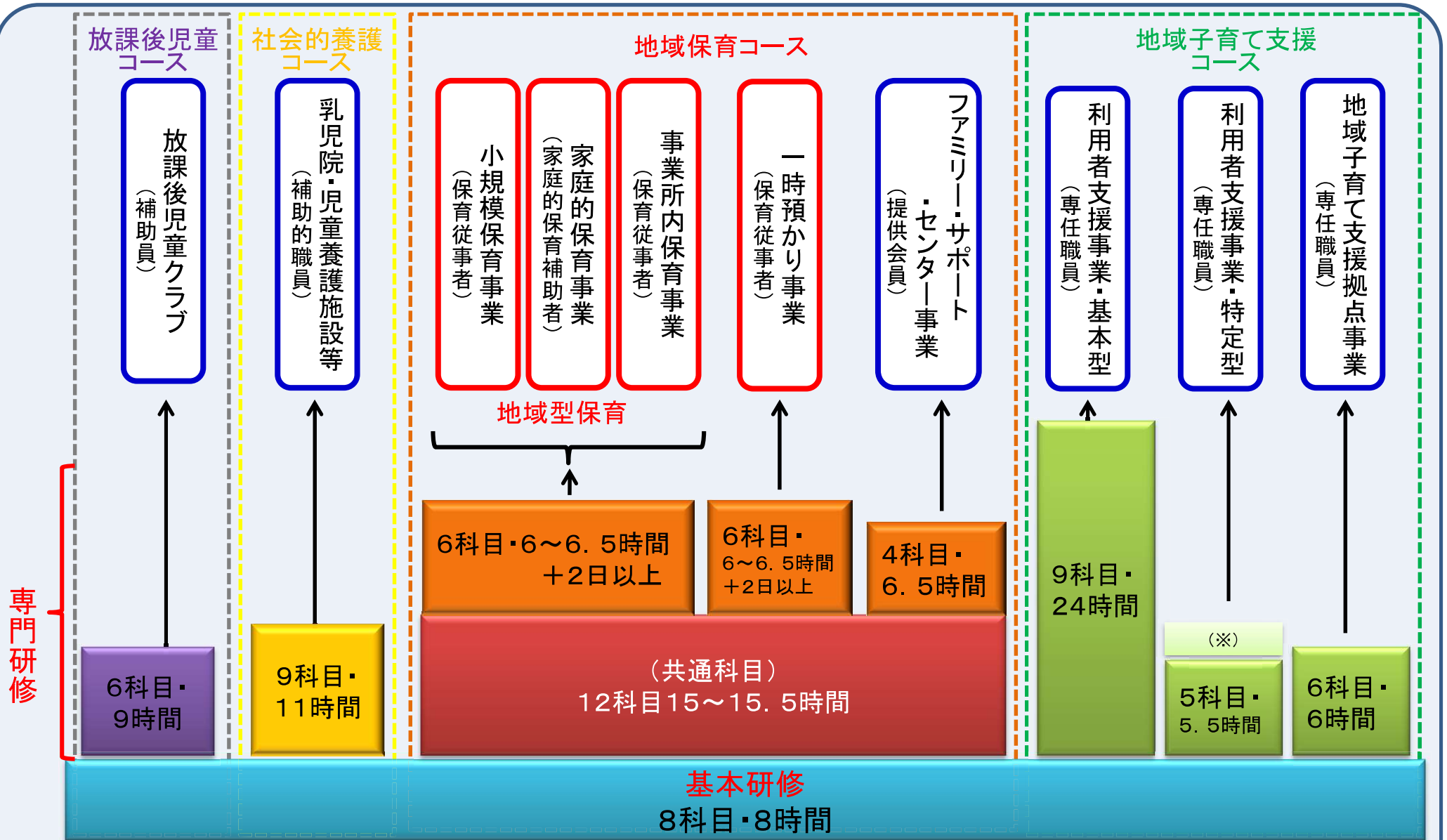
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

なお、研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。また、小規模保育と事業所内保育については、新たに従事する者場合でも従事開始後、概ね2年程度の間研修を受講することで従事可。